

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	児童福祉法施行規則
根拠条項	第6条の14第1項
処分の概要	保育士試験の受験停止、合格の無効
法令の定め	児童福祉法施行規則第6条の14第1項 児童福祉法施行規則第6条の26第2項
処分基準	[未設定イ] 法令の規定において判断基準が規定し尽くされており、処分基準の設定は不要
処分担当課	一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター (電話番号：0120-4194-82)
問い合わせ先	一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター、 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育人材係 (電話番号：011-204-5236)
備考	